

【作成上の留意事項】

～サービス付き高齢者向け住宅～

令和 5 年度 重要事項説明書等提出票

- ① 提出書類に漏れがないよう、提出票を作成してください。
- ② 様式は、NAGOYAかいごネットの「有料老人ホームのページ」の事業者向け情報内にあります。

重要事項説明書

- ① 本年 11 月より有料老人ホームの重要事項説明書の様式が変更（word から excel に変更）されました。今年度より、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅につきましては有料老人ホームの重要事項説明書の様式での提出は不要とします。
- ② 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅につきましては、名古屋市のホームページ内の「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」に掲載されている、登録事項説明と一体とした書式である「参考書式：重要事項説明書」にて提出してください。
名古屋市 ▶ 事業向け情報 ▶ 都市計画・建築 ▶ 住宅に関する事業・制度のお知らせ
▶ サービス付き高齢者向け住宅登録制度（ページ ID：29374）
(<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000029374.html>)
- ③ 令和 5 年 7 月 1 日時点又はその後更新している場合は直近のものをご提出ください。

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- ① 直近の事業年度分を提出してください。
- ② 新設法人のため決算書類がない場合は、その旨を提出票に記載してください。
- ③ 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、それぞれの直近の事業年度の財務諸表を併せて提出してください。
- ④ 複数の有料老人ホームもしくはサービス付き高齢者向け住宅を設置運営している場合は、全体で 1 部の提出で結構です。

その他

- ① 今年度から「有料老人ホーム情報公表一覧」の提出が不要となりました。